

鳥取県告示第414号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	三宅 敦子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	唐下 千寿	〃
耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく機能 障害	矢間 敬章	〃
脳神経内科	肢体不自由	土井 浩二	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
脳神経外科	〃	木下 雄介	鳥取市の場一丁目1 鳥取市立病院
整形外科	〃	土海 敏幸	東伯郡三朝町大字山田690 社団法人鳥取県中部医師会立三 朝温泉病院
内科	じん臓機能障害	安東 史博	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
内科、泌尿器科、腎臓 内科	〃	森田 祐司	鳥取市里仁54-2 医療法人さとに田園クリニック
泌尿器科	〃	實松 宏己	米子市車尾南一丁目8-32 山本泌尿器クリニック
〃	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	佐伯 英明	倉吉市上井町一丁目13 医療法人清生会谷口病院
外科	小腸機能障害	瀬下 賢	鳥取市の場一丁目1 鳥取市立病院
消化器内科	肝臓機能障害	孝田 雅彦	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院